

令和元年度 第 1 回 全国健康保険協会山梨支部評議会 議事録

- 【開催日時】 令和元年 5 月 27 日（月） 14：00～16：00
- 【開催場所】 ニュー芙蓉
- 【出席委員】 秋山評議員（委任状）、稲田評議員、内田評議員、野沢評議員、野村評議員、堀内評議員、堀之内評議員、茂手木評議員（五十音順）
- 【議 題】
1. インセンティブ制度について
 2. 健康づくり推進協議会の報告について
 3. 支部保険者機能強化予算について
 4. 運営委員会等の報告について
 5. その他

【議題 1】 インセンティブ制度について

【意見等】

「特定健康診査受診券（以下「受診券」という）」が、40歳以上の被扶養者に対し
発送されていること自体知らなかった。

- 被保険者の住所に直接送付されるもので、事業所を通じて送付されるものではない。
事業所には、「受診券」が届いているかの確認と、特定健診を受診していただくよう
お声掛けをしていただきたい。

「受診券」について、その費用面は被保険者の健診と同様、我々の保険料の中で賄って
いかなければならないものなのか？

- 被扶養者（40歳以上）の方は、「受診券」を使用することで6,650円の補助を受けることが
できる。補助の金額を超えた部分のみが自己負担となる。無料で受けられるものではない。

「ジェネリック医薬品軽減額通知」について、これは薬局に提示すればよいのか？

- 薬局で薬を処方してもらうときに提示していただきたい。ジェネリック医薬品へ
切り替えたときに窓口負担がどれくらい安くなるかを示した通知であり、通知による
切り替え率が、山梨支部は全国ワースト 2 位である。薬局には通知を持参した患者に
対し、ジェネリック医薬品への切り替えを提案していただくようお願いしている。

医療機関に対し、ジェネリック医薬品の処方徹底させるような取組みはしているのか？

→ 平成 30 年度に県内 51 医療機関を訪問し、ジェネリック医薬品の使用状況等の説明や一般名による処方をお願いしている。一般名処方に関しては、費用面の関係から、次のシステム改修の際に検討するという回答をいただいた医療機関もある。システム改修によって、最初からジェネリック医薬品が処方されるようになれば、ジェネリック医薬品の処方は増えていくと考えている

被扶養者の特定保健指導について、特定保健指導の案内は自宅に届くのか？

→ その通り、被保険者の住所に案内を送付している。

(被扶養者の特定保健指導について) 被扶養者あてに直接受診券のようなものが届くのか？

→ 被扶養者の特定保健指導では、「特定保健指導利用券(以下「利用券」という)」というものを自宅にお送りしている。「利用券」を使用して契約の医療機関で特定保健指導を受けていただくという流れとなっている。

健診結果で再受診や治療が必要な方への声掛け(受診勧奨)について、事業所でもできる範囲で取り組んでいるが、プライバシーの問題もあるため難しい部分がある。事業所から対象者に対し、医療機関を受診したかどうかよく確認する方法はないだろうか？

→ 確かに難しい部分はあると思う。ただ、事業所の場合、定期健康診断の健診結果の控えを持っており、誰のどの部分がどれくらい高いかを把握できると思う。1対1となった際に担当者から話を聞いてみることは問題ないと考えている。
協会けんぽからお知らせするのは難しい。本人の許可があればできるが、それがなければできない。

根本的な話になるが、協会けんぽが実施している「生活習慣病予防健診」と「労働安全衛生法に基づく定期健康診断」の違いは何なのか？

→ 「生活習慣病予防健診」は特定健診の健診項目に一般的ながん検診をプラスした内容となっている。協会けんぽの補助を利用することで、総額 18,522 円の健診内容が本人負担 7,038 円で受けることができる。「労働安全衛生法に基づく定期健康診断」は総額 8,000 円相当の健診内容となっている。

山梨県トラック協会で健診を受けているが、そこで受けた結果は協会けんぽに直接データが届いているのか？

→ 協会けんぽに「生活習慣病予防健診申込書」という申込書を提出しているのであれば、健診結果は協会けんぽに届いている。提出していない場合は届いていない。健診結果が届いていない場合は、協会けんぽから健診結果の提供をお願いしており、同意を得られた事業所については医療機関から健診結果をいただいている。

「特定保健指導の受け入れ事業所が少ない」ということだが、受け入れた場合の時間について、土日や平日夜の実施というのは可能なのか？

→ 現在は外部の保健指導実施機関にも委託をしており、土日・夜間の対応も可能となっている。

「ジェネリック医薬品軽減額通知」について、そもそも切り替えという扱いになるのか、基本的には新薬を処方するというようなルール等があるのか？

→ 特にそういったルール等はない。一般的に新薬が先に発売され、その後特許が切れた後にジェネリック医薬品という新薬と同等の有効成分を含んだ薬が出てくる。どちらを処方するかはドクターの判断となる。ジェネリック医薬品は新薬に比べ価格が安いいため、医療保険者の立場としてはジェネリック医薬品の使用をお願いしている。

ドクターはジェネリック医薬品が出ていることを知っているのか？

→ ドクターによって差はあると思う。地区ごとに薬剤師会があるため、そういったところから新しい薬の情報等が届いていると考えられる。

そもそもの話になるが、ジェネリック医薬品の使用は患者本人からの希望ということになるのか、処方箋の段階でジェネリック医薬品に切り替えてはいただけないのか？

→ 患者側から切り替えのお願いをすることもあれば、はじめからドクターがジェネリック医薬品を処方することもある。

インセンティブ制度の順位向上に向けて、メリット・デメリットがもう少しはっきりすると良いと思う。

→ 最近は具体的な金額等を用いながら、数字を活用した広報にも力を入れている。

インセンティブ制度によって保険料率に反映される具体的な金額等はあるのか？

- まだ実績が出ていない。平成 30 年度に始まり、その 2 年後の保険料率から反映される。小規模支部はいい成績を出せば保険料率の下げ幅も大きくなる。0.01%の試算では、0.15%程度保険料率が下がる試算もあり、かなりの負担軽減につながる。

【議題 2】健康づくり推進協議会の報告について

【意見等】

医療機関からジェネリック医薬品を処方することはできないのか？

- ドクターの中には新薬を志向している方もいる。そういった方々からもご理解を得られるようお願いをしている。

医療機関に入る報酬は、新薬とジェネリック医薬品で違いはあるのか？

- 医療機関へのインセンティブとして、ジェネリック医薬品を処方することによる加算がつく。また、一般名処方処方箋を出した場合にも加算がつく。そのため、ジェネリック医薬品に舵を切ることで請求時に加算が得られるようになり、医療機関にとってのメリットとなる。

薬に対する知識等がほとんどない方が大半だと思うので、できれば医療機関の方で変えていただけるとありがたい。

医療費啓発チラシについて、小中学校に留まらず、幼稚園・保育園等にも啓発チラシの配布をした方がよいと思う。医療費のことを理解していない保護者も多いと思うので、幅広く啓発した方がよいと思う。県下全域で実施することはできないのか？

- 幼稚園・保育園についてはジェネリック医薬品のオリジナル希望カードの配布事業を実施している。お子さんに塗り絵をしてもらい、それをパウチ加工したうえで、オリジナルの希望カードとして使用していただくという事業だが、カードと併せて医療費啓発チラシを配布している。自治体との連携については、現在山梨支部と「健康づくりに関する協定」を締結している自治体と事業を実施している。拡大していきたいところだが、マンパワーの問題もあり、追いついていない状況である。今年度については、ジェネリック医薬品の使用割合が低い自治体で重点的に取り組んでいきたい。

若年層のジェネリック医薬品使用割合が低いという状況について、自治体を実施している窓口負担無償化の影響が大きいということだが、ジェネリック医薬品の使用にインセンティブが付くような策はとれないのか？（問題点がはっきりしているため）

→ 今のところ、窓口負担無償化と関係したジェネリック医薬品使用についてのインセンティブはない。国民健康保険でもジェネリック医薬品の使用促進は求められていることなので、各自治体と連携しながら事業を進めていきたい。

市町村によってジェネリック医薬品の使用割合に差があるとのことだが、甲斐市をはじめとした地域事情に関する分析があれば聞きたい。

→ 甲斐市について言えば、大きい医療機関がなく診療所が大半を占めるため、DPC・医科入院等が使用割合にほとんど反映されてこない。また開業医のジェネリック医薬品に関する考え方の違い等もある。

【議題 3】 支部保険者機能強化予算について

【意見等】

… 来年度の予算策定にあたっては、事業主や加入者の意見を反映させた事業とするため、評議会においても意見やアイデアを伺うなど、これまで以上に活発な議論をしていただきたい。費用対効果も踏まえながら検討を進めていくので、次回以降の評議会において、評議員の皆様から、ご意見やアドバイスなど、フリートークの時間を設定したい。
(31年度の強化予算の概要について説明を行った。)

意見等特になし

【議題 4】 運営委員会等の報告について

【意見等】

「全国健康保険協会の業績に関する評価結果について」の中で、「広報の推進」という項目が2段階（自己評価S→最終評価B）下がっている。これはそもそもの目標設定等の問題という認識でよろしいか？

→ その通り（「ホームページのアクセス件数等が増加していることを認めるが、被保険者数等の規模と比較した目標指標の値についての考察が必要と考える。また、加入者の医療保険制度等の認知に関する調査を行ったことは評価できるが、そこにみられた認知度は低い。引き続き、認知度を高める広報を推進されたい。」とのコメントをいただいた。)

毎月行われる山梨県の自治体代表者が参加する会議に出ており、その際に本会の資料の1つをぜひ使わせていただけないか？

→ 自治体との打ち合わせ等で使用している資料だが、念のため本部に確認をしたうえで回答したい。

【議題 5】 その他

… 第2回評議会の開催について、正式な日程等はあらためてご連絡させていただく。

【特記事項】

傍聴者 0 名

以上